

令和8年度一時預かりベビーシッター利用支援事業助成金のご案内

対象者 葛飾区に住民登録があり、「0～5歳児クラス（未就学児）に相当する児童の保護者」、「学童保育クラブの入会申請後不承認となっている小学1～3年生の児童の保護者」又は「障害のある小学1～6年生の児童の保護者」

対象経費 日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターを利用した際に、その利用料（保育料）の一部を助成します。

【注意事項】 事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが助成対象です。
入会金、会費、交通費、キャンセル料、家事援助、ピアノ指導、英会話授業等、クーポン等で割り引きされた料金は、助成対象外です。また、送迎のみの場合は対象外です。

『共同保育』の場合

ア：1人の児童を保護者とベビーシッターと一緒に保育する時は、助成対象となります

イ：2人以上の児童を保護者とベビーシッターと一緒に保育する時は、ベビーシッターが児童1人、保護者がそのほかの児童を保育します。その際、領収書等に共同保育であること、児童名、利用時間帯、児童ごとの保育料の記載がある場合には、助成対象となりますが、それらの記載がなく、未就学児の人数と同数のベビーシッターが配置されていない場合は、助成対象にはなりませんのでご注意ください。

対象事業者 東京都のホームページをご確認いただき、東京都が定めるベビーシッター（一時預かり利用支援事業）認定事業者から選定してください。

対象時間・対象期間

- ・24時間365日（土・日・祝日・年末年始も対象）
- ・令和8年4月1日（水曜日）～令和9年3月31日（水曜日）

※学童保育クラブの入会申請後不承認となっている小学1～3年生のお子さんの保護者について、不承認となった後、学童保育クラブに入会した場合は、入会した前月までの利用分が助成対象です。

助成額・助成方法

- 児童1人当たり 年間144時間
 - 多胎児（ふたご・みつご）・障害児・ひとり親家庭の場合は、児童1人当たり年間288時間
- 【通常時間帯】 午前7時から午後10時まで 1時間当たり2,500円上限
【夜間時間帯】 午後10時から翌朝午前7時まで 1時間当たり3,500円上限

申請までの流れ

- ①東京都のホームページの認定事業者から選定し、直接利用の契約をする。
※利用契約をする際、『ベビーシッター要件証明書』が発行できるベビーシッターかどうか確認する。
- ②利用後、利用料を事業者に支払い、領収書や『ベビーシッター要件証明書』等を受け取る。
- ③申請書に領収書等の必要書類を添付し、持参又は郵送により子育て応援係に申請する。
※電子申請も可能です。

未就学児用→



学童保育クラブ待機児→
・障害のある小学生用



提出書類

- ①葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書【一時預かり利用支援】
※未就学児分と小学生分を同時に申請する場合、申請書は「未就学児用」と「学童保育クラブ待機児・障害のある小学生用」の2枚必要となります。電子申請の場合、申請書は提出不要です。
- ②『別紙利用内訳書』（児童ごとに作成してください）
- ③事業者が発行した領収書の写し（利用者氏名、利用日、利用時間、保育料の支払いがわかるもの）
※領収書で上記内容が確認できない場合は、請求書や内訳書も添付してください
- ④事業者が発行した『ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書』
- ⑤学童保育クラブの入会不承認の児童である場合、それがわかる書類等（発行されない場合、申請書に記載された学童保育クラブに、入会不承認の事実について照会することがあります。）

- ⑥障害児の場合、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳」、「通所受給者証」又は「特別児童扶養手当受給証明書」の写し
- ⑦ひとり親家庭の場合、「ひとり親家庭等医療証」、「児童扶養手当証書」、「児童育成手当認定通知書」又は「戸籍謄本」の写し
- ⑧本助成金の振込先として初めて指定する口座の場合、口座情報のわかる資料（キャッシュカード又は通帳の写し）

申請期限等（令和8年度）

交付回	利用月	申請期限	お支払い時期（予定）
第1回	令和8年4月～6月	令和8年7月31日（金）	令和8年10月頃
第2回	令和8年7月～9月	令和8年10月30日（金）	令和8年12月頃
第3回	令和8年10月～12月	令和9年1月29日（金）	令和9年3月頃
第4回	令和9年1月～3月	令和9年4月12日（月）必着	令和9年6月頃

※申請期限前の申請も可能です。また、申請に間に合わなかった場合は、次回交付分と合わせての申請も可能です。ただし、第4回申請期限（令和9年4月12日）については、期限後の受付はできませんのでご注意ください。

- ※一度交付を受けた月の再申請はできません。申請する月分の書類が全て揃ってから申請してください。
- ※申請書類の不備や申請が集中した場合は、振り込みが遅れる場合があります。

利用月	最終申請受付締切日	提出先
令和8年4月～令和9年3月	令和9年4月12日（月） 必着	〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所 子育て応援課 子育て応援係 ベビーシッター利用支援事業担当 ※郵送またはご持参ください。

※令和8年度ご利用分の最終申請受付締切日は、令和9年4月12日（月）です。令和9年3月分について、領収書の発行情形等により提出が締切りに間に合わない場合でも、必ず締切日までにご申請いただき、不足書類（領収書等）を令和9年4月30日（金）までにご提出ください。

領収書、要件証明書の発行の期日や日数については、利用前に必ず各事業者にお問い合わせください。

注意事項

- ・申請書類は葛飾区ホームページトップページ>子育て・教育>子育て>保育>一時預かりベビーシッター利用支援事業からダウンロード又は葛飾区役所子育て応援課応援課（401番子育て支援窓口）で受け取ってください。
または、葛飾区ホームページトップページ>子育て・教育>子育て>保育>一時預かりベビーシッター利用支援事業>関連リンクからオンライン申請が可能です。
- ・領収書の原本が提出された場合には、返却できませんのであらかじめご了承ください。
- ・利用時間数の確認のお問い合わせには、お答えしておりません。時間数の管理は、保護者様ご自身でお願いいたします。

<問い合わせ先>
葛飾区 子育て応援課 子育て応援係
ベビーシッター利用支援事業担当
電話番号 03（5654）6357（直通）又は
03（3695）1111 内線 2542・2543